

関西医療大学 寄附講座及び寄附研究部門に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、関西医療大学（以下「本学」という。）における寄附講座及び寄附研究部門の設置及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義を次のとおり定める。

(1) 寄附講座等とは、個人又は法人若しくは団体からの寄附金に基づき設置及び運営される寄附講座及び寄附研究部門をいう。

(2) 寄附講座等教員とは、寄附講座等に所属する教員をいう。

(設置及び運営の原則)

第 3 条 寄附講座等は、本学における教育研究の進展及び充実を図り、学術に関する社会的要請に応えるとともに、教育研究体制の多様化の進展に資することを目的とし、設置及び運営に当たっては、本学の主体性が十分に確保されるよう配慮することを原則とする。

(名称)

第 4 条 寄附講座等には、当該寄附講座等における教育研究の内容を示す名称を付するものとする。

2 寄附講座等の名称について、寄附者から依頼があった場合には、寄附者が明らかとなるような字句を付することができる。

(設置の申請)

第 5 条 寄附講座等の設置に係る経費を寄附しようとする者（以下「寄附申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を学長に提出するものとする。

(1) 寄附講座等設置申込書（別紙様式第 1 号）

(2) 寄附講座等の概要（別紙様式第 2 号）

(3) 寄附講座等教員の履歴書（別紙様式第 3 号）及び就任承諾書（別紙様式第 4 号）

(設置の決定)

第 6 条 学長は、前条の申請について、当該寄附講座等の設置が本学の教育研究の進展及び充実に有益であると認めたときは、学園運営会議に諮り、理事長の承認を得て設置を決定するものとする。

(設置内容の変更)

第 7 条 寄附申請者は、寄附講座等の設置内容の変更をしようとするときは、次の各号に掲げる書類を学長に提出するものとする。

(1) 寄附講座等設置内容変更願（別紙様式第 5 号）

(2) 寄附講座等教員変更願（別紙様式第 6 号）

(設置内容の変更の決定)

第 8 条 学長は、前条の願い出について学園運営会議に諮り、理事長の承認を得てその設置内容の変更を決定することができる。

(存続期間)

第 9 条 寄附講座等の存続期間は、原則として2年以上5年以下とする。

2 寄附講座等の存続期間は、更新することができる。更新の手続きは、第5条を準用する。

(寄附講座等教員)

第 10 条 寄附講座を担当する教員の名称は、寄附講座教員とし、寄附研究部門を担当する教員の名称は、寄附研究部門教員とする。

2 寄附講座教員等は、教授、准教授、講師、助教又は助手に相当する者とする。

3 寄附講座教員等の選考は、本学教員選考基準に準じて行うものとする。

4 寄附講座教員等の身分は、非常勤職員とする。

5 寄附講座教員等の就業等は、就業規則その他関連規程を準用する。

6 寄附講座等教員の任期は、原則として当該寄附講座等の存続期間内とする。ただし、任用契約は、1年ごとの更新とする。

(職務内容)

第 11 条 寄附講座等教員は、当該寄附講座等における教育研究に従事するほか、その教育研究の遂行に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究指導を担当することができるものとする。

(寄附金の受入れ)

第 12 条 寄附金は、継続して受け入れることが確実であるときは、年度ごとに必要な経費を受け入れることを原則とする。ただし、その存続期間に係る総額を一括して受け入れることがある。

(経費等)

第 13 条 寄附講座等に係る経費は、寄附講座等教員の人件費、教育研究経費、設備関係費、その他運営に必要な経費をいい、当該寄附講座等の寄附金から支出する。

2 寄附講座等の収支状況については、当該年度の実績を翌年4月末日までに学長へ報告するものとする。

3 寄附講座等終了後、寄附金により購入した施設設備等は、本学に帰属するものとする。

(実績及び成果の報告等)

第 14 条 寄附講座等教員は、毎年度末までに当該年度の実績を取りまとめ、学長に報告するものとする。

2 存続期間が終了したときは、寄附講座等教員は、その教育研究の成果を取りまとめ、学長に報告するとともに公表するものとする。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、学園運営会議の意見を聴いて、学長が行うものとする。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、寄附講座等の設置及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年5月28日から施行する。